

居宅介護支援事業所 まちな相談室桜の里 居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社永桜会が開設するまちな相談室桜の里居宅介護支援事業所が行う居宅介護支援の事業は居宅において要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 運営方針は次に掲げるところによるものとする。

- （1）事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- （2）事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、近隣住民との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

（事業所の名称、所在地及び場所）

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 まちな相談室桜の里 居宅介護支援事業所
- （2）所在地 広島県福山市郷分町1554番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）介護支援専門員 3名（管理者兼務1名、常勤3名）
介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日、営業時間）

第5条 営業日、営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし8月13日から15日まで、12月30日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分～午後5時30分
（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析表の種類 事業所独自の課題分析表（23項目含む）
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回/月
- (5) モニタリングの結果記録 1回/月

（指定居宅介護支援サービス内容）

第7条 この事業所が行う居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス事業者の紹介
- (2) 居宅サービス計画の作成
- (3) 指定居宅サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整
- (4) その他の便宜の提供

（通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施区域は通常の事業の実施地域は、

福山市（郷分町、山手町、津之郷町、御幸町、駅家町、神辺町、横尾町、北本庄町、本庄町
木之庄町、神島町、千田町）

（事故発生時の対応）

第9条 介護支援専門員等は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 広島県介護支援専門員の専門研修（Ⅰ・Ⅱ）
- (2) 福山地区ケアマネジメント研修会の研修
- (3) その他の介護支援専門員に関わる研修

2 従業者は正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は株式会社永桜会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規則は令和5年4月1日から施行する。